

**独立行政法人国立高等専門学校機構における  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領**

理事長裁定  
制定 平成28年3月24日

**(目的)**

**第1条** この対応要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の役員及び職員（非常勤の役員及び職員を含む。以下「役職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めたものである。

**(定義)**

**第2条** この対応要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第一号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害の社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとし、機構における教育及び研究、その他機構が行う活動全般において、そこに参加する者すべてとする。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

**(障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止)**

**第3条** 役職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として、障害者に対し、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

**(合理的配慮の提供)**

**第4条** 役職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、役職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

### **(監督者の責務)**

**第5条** 障害を理由とする差別の解消を推進するため、機構に監督者を置き、機構本部においては理事長をもって充て、学校においては校長をもって充てる。

2 監督者は、次の各号に掲げる事項に留意して障害者に対する不当な差別的取扱いが行われないよう注意し、また、障害者に対して合理的配慮の提供がなされるよう努めなければならない。

一 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、監督する役職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

二 障害者から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

三 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する役職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

3 監督者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

### **(懲戒処分等)**

**第6条** 役職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供を繰り返した場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

### **(相談体制の整備)**

**第7条** 監督者は、役職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族その他の関係者からの相談に的確に対応するため、相談窓口を設置し、これを公表するものとする。

2 前項の相談窓口に寄せられた相談等は、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用するものとする。

3 前項の窓口については、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

### **(研修・啓発)**

**第8条** 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、役職員に対し、必要な研修・啓発を行うものとする。

2 監督者は、役職員に対して、障害の特性を理解させ、障害者へ適切に対応するために意識の啓発を図るとともに、新たに役職員となった者に対して、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、研修を実施するものとする。

3 理事長は、新たに監督者となった者に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる役割について理解させるために、研修を実施するものとする。

### **附 則 (平成28年3月24日 制定)**

この要領は、平成28年3月24日から施行する。